

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26760020

研究課題名(和文)生殖補助医療規制の構築における「子どもを持ちたいという欲望」の評価

研究課題名(英文)Desire to have children in French ART regulation

研究代表者

小門 穂(KOKADO, Minori)

大阪大学・医学(系)研究科(研究院)・特任助教(常勤)

研究者番号：20706650

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：規制づくりにおいて子どもを持ちたいという欲望は重視されてきた。この欲望は生殖補助医療を受ける際の前提として1988の生命倫理法草案ですでに言及されていた。2011年改正時に、男女のカップルの子どもへの欲望が満たされない場合に医療技術を用いて応えるというそれまでの考え方が修正された。同性カップルなど様々な人々の子どもを持ちたいという欲望が認識されるようになり、一方で多様な人々のこの欲望を認め、他方で男女のカップルのこの欲望が満たされない場合にだけ生殖補助医療で対応することが困難になったのである。その結果、生殖補助医療が医学的治療であるとされ、子どもを持ちたいという欲望からは切り離されたのである。

研究成果の概要(英文)：In developing regulations for assisted reproduction techniques, the desire to have children has been emphasized as an important condition for undergoing the process. This condition was outlined in the 1998 draft of France's bioethics law regarding assisted reproductive medicine. However the law, which was only intended to apply to heterosexual couples who desired to have children, was changed in a 2011 revision. Lawmakers were becoming aware that an increasing number of people, including same-sex couples and single persons, also had the desire to have children. Deciding that it was too difficult to accommodate the desires of so many non-traditional candidates, lawmakers changed assisted reproductive techniques from a response to a desire to a medical treatment for medical infertility. In this way, the desire to have children ceased to be relevant for undergoing the assisted reproduction process, thus preventing non-traditional couples from using such techniques.

研究分野：生命倫理学

キーワード：フランス生命倫理法 生殖補助医療 同性カップルと生殖補助医療 子どもを持ちたいという欲望 医学的不妊 社会的な不妊

1. 研究開始当初の背景

フランスでは、1982年の国内初の体外受精児誕生をきっかけとして生殖補助医療に対する法規制の必要性が検討され始めた。医学史研究や法学分野での研究から、生殖補助医療に対する法規制が必要とされたのは、臨床現場からの要請であったことが明らかにされている。1994年(2004年、2011年に改正)に生命倫理法と総称される法律群が作られて以来、その枠組みの中で生殖補助医療が管理されている。代理出産は禁止、二人とも生きていて生殖年齢にある男女のカップルが第三者からの提供を含めた生殖補助医療を受けられる。

フランス生命倫理法が、生殖補助医療の利用者を生殖年齢にある男女という「自然な生殖」を想定させる組み合わせに限定する目的は、性と生殖の分離を見かけ上だけでも回避するため、また、生殖補助医療を不妊という疾病に対する治療と位置づけるためであったと、これまでに行った研究から考えている。

しかし、男女のカップルに限るという生殖補助医療の利用者の要件は揺らいでいる。2011年の生命倫理法改正では、生殖補助医療の利用を女性同性カップルや独身女性に拡大することが争点の一つとされた。また、2012年からの同性婚法案審議において、同性カップルによる生殖補助医療の利用が議論された。このような議論において、しばしば「子どもを持ちたいという欲望」という表現が用いられてきた。

2011年改正では、女性同性カップルによる生殖補助医療の利用が検討されたが、結局、従来通り男女のカップルに限ると決定された。生殖補助医療をあくまでも「医学的な不妊に対する治療」としておくため男女という生物学的に子どもができる「はず」の組み合わせに限定する必要があるためだと推測することができる。立法

者は、誰もが「子どもを持ちたいという欲望」を有することを認めた上で、この欲望の実現に医学が手を貸すかどうかの決定をセクシュアリティにより線引することを回避し、生殖補助医療は医学的な不妊状態への治療にすぎないことを示そうとしたのである。

生命倫理分野での規制のあり方が議論された1980年代から、生殖補助医療の利用を男女に限定することで、独身者や同性のカップルが排除されるということがたびたび指摘されているが、「子どもには一人の父親と一人の母親を持つという恩恵がある」(Conseil D'Etat, 1988)という方針にそって、利用者の要件が定められてきている。生殖補助医療の利用を希望する者の「子どもを持ちたいという欲望」がどのように生殖補助医療の法規制の議論に登場し、2011年の生命倫理法改正や2013年の同性婚法審議でのように、一定の理解が示されるようになるのかについてはこれまで詳しく検討されていない。

2. 研究の目的

前述したようにフランスでは、1994年以降、生殖補助医療の利用が認められているのは、「代理出産に頼らず、自分の子宮での妊娠出産」が可能な、「生きていて生殖年齢にある男女のカップル」だけである。同性婚法審議において主に検討されたのは、女性同性カップルによる提供精子を用いた生殖補助医療の利用である。女性同性カップルによる利用を認めると男女平等の観点から男性同性カップルによる利用についても認める必要が生じるがそれは代理出産の容認をとまなうことになり代理出産は認められないという理由で、男性同性カップルによる利用は早々に検討が終わっている。

生命倫理法や同性婚の審議において、「子どもを持ちたいという欲望」はどのように扱われたのだろうか。本研究では、生命倫

理法の草案から 2012 年頃までの約 30 年間のフランスの生殖補助医療の規制に関する議論と 2012 年以降の同性婚法に関する議論において、利用者の要件を満たさない利用希望者の「子どもを持ちたいという欲望」がどのように扱われてきたのか、そこに「子どもを持ちたいという欲望」がどう関わっているのかを明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、生命倫理法・同性婚法に関する審議を分析の対象とする。「子どもを持ちたいという欲望 / 願い」という概念が生殖補助医療関連規制や同性婚法を制定・改正する際にどのように関わっているかを検討するものである。

そのため、1980 年代から、現代までの生命倫理法および同性婚法に関連する、CCNE 見解、議会科学技術評価局 (OPECST)・コンセイユ・デタ・上院・下院の特別委員会聴聞記録、報告書、法案や審議録などを対象とする文献調査を基盤とした。平成 26 年度には資料収集および在フランスの法律家、医学者、宗教者などの学術交流を目的とする現地調査を行った。

4. 研究成果

1994 年法の検討作業の一環として出された 1988 年のコンセイユ・デタ (行政裁判所 + 内閣法制局のような機関) 報告書 (ブレバン報告) が示した法律草案はその後の審議のベースとなったものである。生殖補助医療の利用者についても、ブレバン報告の方針がその後の報告書や法案で引き継がれた。利用者は男女のカップルに限定され、また医学的不妊に対する治療に限定すべきであるとされた。ブレバン報告では、子を持ちたいという欲望は「カップルの当然の切望」とみなされるべきであると述べられ、

その欲望が満たされないときは、社会が援助するのが人間的であるとしている。社会による援助の一つが生殖補助医療であり、養子縁組と補完的であるべきとされた。通常、すべての子には一人の母親と 1 人の父親がおり、さまざまな状況の積み重ねの結果、どちらかの親しかいない子どもももちろん存在するが、新しい状況、つまり生殖補助医療の使い方によっては、最初から片方の親としか親子関係を確立できない子どもを生み出しうるものであり、それは避けるべきだとされた。独身女性や寡婦による生殖補助医療の利用には触れられたが、カップルという言葉は男女のカップルを指しており、同性カップルについてはほとんど検討されていない。生殖補助医療は、両親の揃った家族、つまり 1 人の母親と 1 人の父親がいるというモデルに基づき実施されるべきとされたのである。2004 年改正では、子どもへの欲望についてほとんど検討されなかった。

2011 年改正では、生殖補助医療とは利用カップルの「親になろうという要求」に答えるためのものである、という文章が削除された。国民議会に提出された法案に添付された報告書では、子供をもつという欲望は性的指向やライフスタイルにかかわらず誰もがもつことを認めるとし、万人の子への欲望を認めると同時に生殖補助医療を「親になろうという要求」への応答であると法律で規定することは両立しないと判断され「親になろうという要求」の削除が提案され、改正法案で採択された。男女の親になろうという要求が、独身女性や同性カップルの要求よりも正当性があるとみなすことを避けようとしたと言える。

また、準備作業として実施されたコンセンサス会議である生命倫理全国国民会議における、同性カップルによる生殖補助医療の利用についての議論の影響も大きいと考

えられる。生命倫理全国国民会議では、子どもを持ちたいという欲望と、生殖補助医療という医療技術を利用することを区別し、同性カップルの養子縁組を認めるべきであるとしている。

このような変化の背景には、2000年頃から、外国におけるフランス人により依頼された代理出産の結果生まれた子の法的地位をめぐる争いがおおきく報道されたこと、生殖補助医療の利用を求めるAPGL（ゲイ・レズビアン親協会）など当事者の活動が活発になっていることなどが挙げられる。従来の生命倫理法では、生殖補助医療の利用者として想定されていない人々の子どもへの欲望が認知された時期であるといえる。

2011年改正では、万人の子どもを持つという欲望を認めたとうえで、生殖補助医療は子どもをもつという欲望とは無関係な、医学的な不妊に対する治療であると位置付けられた。つまり、認めるべき欲望と認めるべきではない欲望と線引をし、認めるべき欲望を満たすような規制がなされているのではなく、子どもへの欲望は、誰の欲望かという観点からの線引をせずにすべて認めた上で、生殖補助医療は欲望とは結びつかない治療であるとしたのである。

フランスにおける生殖補助医療の規制は、本来子どもができるはずとみなされる男女のカップルの子どもへの欲望を前提として、それが満たされない場合の親になるという要求に医療技術を用いて応えるという構造だったが、独身者や同性カップルといった男女以外の組み合わせの人々の子どもへの欲望がさまざまな形で示されるという状況への対応を迫られ、子への欲望と、医学的な不妊に対する治療である生殖補助医療を切り離したといえる。

2013年の同性婚法では、同性カップルによる養子縁組が認められた。レズビアンマザーを対象とした先行研究から、子どもの

出生の経緯は、過去の異性関係によるものから、外国での提供精子を用いた人工授精へと変化したことがわかっている。外国での人工授精の結果生まれた子どもとの親子関係は従来認められてこなかったが、同性婚法成立以降、ほとんどのケースで容認されている。

以上から、生殖補助医療の法規制にあたって、子どもを持ちたいという欲望は重視されてきたが、2011年の生命倫理法改正においてその欲望を万人が持つことを認めるがゆえに、生殖補助医療の法規制から切り離され、生殖補助医療は医学的な治療であると確認されたのだといえる。また、女性同性カップルが外国で生殖補助医療を受け帰国後に子どもの母親のパートナーがこの子どもとの親子関係を構築する養子縁組は容認される傾向にある一方で、代理出産の禁止は維持され、男性同性カップルによる生殖補助医療については代理出産が必須であるという理由で早々に検討が切り上げられている。生殖補助医療を用いることと子どもをもつという欲望の関係には、自力で妊娠出産できるかどうかという要素も関連するということが示されたといえよう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4件)

小門穂：生殖補助医療における選択 配偶子提供者をめぐるフランスの現状、『女性学評論』第30号、2016年、21-41頁

Minori Kokado: A new phase in the regulation of assisted reproductive technology in Japan, *Zeitschrift für Japanisches Recht/ Journal of Japanese Law*, No. 40 (2015), pp. 211-232.

小門穂：フランスの同性カップルと生殖補助医療技術、『現代思想』2015年10月号、2015年、136-143頁（『女性空間』掲載論文に加筆、修正したもの）

小門穂：同性カップルによる生殖補助医療技術の利用 フランスの現状から、『女性空間』、第32号、2015年6月、6-18頁

〔学会発表〕（計 7件）

小門穂：代理出産ツーリズムと国内規制 フランスの現状から、第27回日本生命倫理学会年次大会、千葉大学、千葉市、2015年11月28日（第27回日本生命倫理学会年次大会予稿集 113頁）

小門穂：生殖補助医療規制の構築における「子どもを持ちたいという欲望」、日本生命倫理学会第26回年次大会、浜松アクティ、浜松市、2014年10月26日（第26回日本生命倫理学会年次大会予稿集 91頁）

以下は研究会などでの発表

小門穂：生殖補助技術をめぐる議論の歴史と今 フランスを中心に、生殖補助技術と社会の関係を考える研究会、大阪大学中之島センター、大阪市、2016年2月28日

小門穂：「授かる」から「作る」へ？ 生殖をめぐる技術の発展と課題、2015年度神戸女学院大学女性学インスティテュート主催特別講演会、神戸女学院大学、西宮、2015年5月15日

小門穂：同性カップルのART適用 フランスの現状を中心に、日本生殖医学会倫理委員会、京王プラザホテル、東京、2014年12月3日

Minori KOKADO: Assisted Reproductive Technology and Japanese Family-Hood, Research Meeting on Health, Reproduction, and Gender, Syddansk Universitet (University of Southern Denmark) Odense, 5th February 2015.

Minori Kokado: Human placenta use in Japan, Study group on ethics of birth, Ritsumeikan University, Kyoto, 28th November 2014.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小門 穂 (KOKADO, Minori)

大阪大学・大学院医学系研究科・特任助教
(常勤)

研究者番号：20706650